

令和 7 年度からの西区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和 7 年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ 24 株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4 月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30 分までごとに 300 円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3 月から 4 月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

現行料金	改定後
8 : 00 ~ 22 : 00 30 分 / 200 円	8 : 00 ~ 22 : 00 <u>30 分 / 250 円</u>
22 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円	22 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円
土・日・祝日当日最大料金 1,200 円 (24 時切替)	土・日・祝日当日最大料金 1,200 円 (24 時切替)

※その他、夜間最大料金（18 : 00 ~ 8 : 00 最大 300 円）は廃止します。

(2) 改定理由

料金体系を周辺相場に合わせるとともに料金体系をより利用者にわかりやすくするため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和 7 年 3 月 ~ 4 月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3 月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版 3 月号で周知を図ります。

【問い合わせ先】

市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL : 671-2086 FAX : 664-5295

E-mail : sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp